

平成30年度 第1回 吹田市入札等監視委員会 会議録（概要）

- 1 開催日時 平成30年6月5日（火）午前9時30分から午前11時10分まで
- 2 場 所 吹田市役所 低層棟3階 入札室
- 3 出席委員 中村 哲 委員長、 高橋 明男 委員、 梶 哲教 委員
- 4 会議概要 平成29年10月1日から平成30年3月31日までに締結した入札・契約方式別の発注案件の状況及び指名停止の措置の状況の報告を行った。
また、平成29年10月1日から平成30年3月31日までに契約締結した予定価格が250万円以上の入札・契約案件548件のうち、次の各案件を各委員が抽出し、案件ごとに所管室課の担当者同席のうえ、審議を行った。

（抽出案件一覧）

案件番号	入札・契約方式	案件名	契約金額（円）
1	一般競争（工事）	片山町2丁目配水管φ150mm～φ200mm布設替工事	17,571,600
		東南新井路改良工事及び南吹田51号線歩道改良工事	10,821,600
2	指名競争（業務委託）	吹田市川園ポンプ場雨水滞水池脱臭用活性炭交換整備委託業務	1,454,760
3	随意契約（業務委託）	吹田市重度障がい者医療システム再構築等業務	44,371,800
4	指名競争（コンサル）	公園施設長寿命化計画策定見直し業務	4,158,000
5	随意契約（コンサル）	（仮称）健都ライブラリー建設工事基本設計意図伝達業務	2,743,200
6	随意契約（業務委託）	吹田市立千里丘北留守家庭児童育成室運営業務	158,400,000
7	指名競争（物品購入）	（仮称）北千里・古江台認定こども園保育室用机購入	2,103,192
		（仮称）北千里・古江台認定こども園保育室用机・椅子購入	1,867,568
8	指名競争（工事）	平成29年度鉛製給水管布設替工事（その24）	9,151,920
		平成29年度鉛製給水管布設替工事（その20）	8,748,000
		平成29年度鉛製給水管布設替工事（その22）	8,650,800
		平成29年度鉛製給水管布設替工事（その23）	8,694,000
		平成29年度鉛製給水管布設替工事（その21）	8,062,200
9	随意契約（工事）	都市計画道路岸部中千里丘線電線共同溝等整備工事（道路附属施設）	77,760,000
		都市計画道路岸部中千里丘線電線共同溝等整備工事（摂津工区）	47,106,360
10	プロポーザル（全ての業種）	吹田市立障害者支援交流センター運営業務	1,533,690,642

5 委員からの質問とそれに対する回答

質問	回答
<p data-bbox="240 259 596 291">【抽出案件の審議について】</p> <p data-bbox="172 331 292 362">【案件1】</p> <p data-bbox="158 387 663 515">この案件は、制限付一般競争入札の案件であり、契約金額が最低制限価格に100円単位まで一致している点が疑問であるので、説明を願いたい。</p> <p data-bbox="158 869 663 1061">最低制限価格は、吹田市工事請負契約等に係る発注要領によると、開札当日に算出されることになっているが、入札ミリ秒数という言葉も含めて、当日に算出する理由について説明願いたい。</p> <p data-bbox="158 1200 663 1491">余りに低い額で落札されると、落札した業者によって適切な行為がなされないおそれがあるところ、最低制限価格の設定は、そのような事態の発生を防止するためのものと思われる。そういう趣旨からすると、発注要領では当日に最低制限価格を算出することになっているが、事前に算出できないのか。</p> <p data-bbox="158 1541 663 1796">結果として最低制限価格が高い金額に決まり、必ずしもダンピングのような形で入札されていないにも関わらず、安い価格で入札した事業者が結果的に失格となるのが不合理ではないかと指摘したことがあった。その後、それに対応するように最低制限価格の算定システムを変更したのか。</p> <p data-bbox="158 1881 663 2009">予定価格の70%から90%の間で最低制限価格が計算されていて、現状ではそれよりかなり低い水準で入札が行われているということか。</p>	<p data-bbox="707 387 1422 678">本市の最低制限価格は、最低制限価格算出基礎額から調整額を減じたものとしています。最低制限価格算出基礎額については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会という国の機関の最新のモデルを準用して算出しています。調整額については、予定価格が1,000万円以上の案件については、0円からマイナス19万円まで1万円単位で20通り、予定価格が1,000万円未満の案件については、0円からマイナス9万円まで1万円単位で10通りで算出しております。</p> <p data-bbox="707 680 1422 808">契約金額が100円単位まで一致するということが、消費税を勘案すると、20通りと10通りの中から、偶然ではありますが一致することについて不合理性はないものと考えています。</p> <p data-bbox="707 869 1422 996">一般競争入札で電子入札の場合、当日にならないと参加者も分からない状況ですので、入札参加者の入札した時間を使った最低制限価格の算出は、当日にならないとできません。</p> <p data-bbox="707 999 1422 1126">入札ミリ秒数については、まず入札した時間の秒数を見て、0秒から59秒までの間で一番早く入札した事業者を基準とし、その事業者の入札時間のミリ秒数を調整額算出の際の基としています。</p> <p data-bbox="707 1200 1422 1263">談合防止という観点から、直前まで最低制限価格を公表すべきではないと考えております。</p> <p data-bbox="707 1541 1422 1832">直接的な解決方法ではないかもしれませんが、談合防止の観点から、調整額の組合せが現在のところ20通りと10通りですが、200通りと100通りになるように、6月4日付けで吹田市工事請負契約等に係る発注要領を改正しました。国の方では最低制限価格は予定価格の70%から90%の間と決められていますので、安く落札されるのがいいとは思いますが、市として国の計算方法を逸脱することは難しいと考えています。</p> <p data-bbox="707 1881 1422 2040">70%から90%の間で応札はされているのですが、調整額が入ると、事業者にとってみれば最低制限価格を推測する形になりますので、調整額が0円の場合にどうしても失格者が多く出てしまう現象は、このシステムの課題であると考えております。</p>

質問	回答
<p>【案件2】</p> <p>この案件は指名競争入札の案件であるが、落札率が他の事例と比較して極端に低く、また、辞退率が極端に高くなっている点について説明願いたい。</p> <p>この案件では最低制限価格を設けていないが、適切な内容のものを入れてもらうという観点からすると、少なくともどれくらいまでというめどがあつてしかるべきではないかを感じる。</p> <p>仮に落札率が20%や30%程度になれば、それでいいのかとを感じるが、仕方がないことなのか。</p> <p>入札辞退者が多かった理由について、事業者として年度末は配置人員の確保が難しいので、どの時期に入札をするか、案件によって検討する余地があるということか。</p> <p>落札率が低すぎた場合は再考することがあるということだが、もしそうするならば、初めから最低制限価格を設ける方が透明性の確保につながると思うが、どうか。</p> <p>そのように再考して決定するということは、何で決まっているのか。</p> <p>最低制限価格を設定しないということも入札心得書で定めているのか。</p>	<p>この業務は、雨天時の初期雨水貯留の流入圧により脱臭を行う、自然通風型簡易脱臭装置に設置されている脱臭用活性炭を交換する業務です。</p> <p>予定価格の設定にあたっては、設置機器メーカーを含め計3者から活性炭1kg当たりの単価見積りを徴取し、3者のうち見積額に開きがあった1者を除いた2者の最低額を参考にして予定価格を設定したものです。今回の落札について落札事業者に聞き取りをしたところ、設置機器メーカーであり、是非とも受注したかったためと回答があり、それにより落札金額が低くなったと思われます。</p> <p>また、入札辞退者が多くなった理由としては、今回の発注が年度末であったため、技術者の確保が困難になったものと推測されます。今後は、発注時期に関して、他の修理・委託等を含めたスケジュールの変更を考慮し、もう少し余裕を持って発注をしたいと考えています。</p> <p>余りにも金額が低い場合は、入札手続をいったん保留にして、検討した上で落札決定を行います。</p> <p>そのとおりです。今後はもう少し余裕を持ったスケジュールを設定していこうと考えています。</p> <p>今のところ、最低制限価格を設定することには制度上なっていないので、いったん保留して決定することとしています。</p> <p>入札心得書に記載しています。</p> <p>それについては特に定めていません。</p>

質問	回答
<p>事業者からすれば、せつかく低い額で入札したのに、落札しないということになるので、透明性の確保という観点からは、その制度については考え直した方がよいのではないかと。</p> <p>落札率が低すぎる場合に再考する根拠が、制度として整備されているのであれば問題ないが、落札率20%～30%が低すぎるという基準について明確に制度化しておく方が透明性の確保につながるのではないかと。</p> <p>単価見積りを徴取した3者のうち設置機器メーカーというのは契約の相手方であると思うが、ほかの2者についても、入札に指名した10者の中に入っているのか。</p> <p>落札事業者以外に入札したもう1者の入札金額も、予定価格の5割を少し超えるくらいの金額であり、そもそも予定価格の設定自体が高かったのではないかと気がなる。単価見積りの中身についても、消耗品である活性炭の価格が中心になるのか、機器の管理など消耗品以外の部分が大きな割合を占めるのか、どちらか。</p> <p>活性炭というのは、相場が大きく変動するものではないということか。</p>	<p>本市では国のモデルを採用して最低制限価格を設定していますが、本市において最低制限価格を設けているのは、契約検査室発注の建設工事及び建設工事に係る設計と、土木部が発注している除草・剪定業務で、全て国のモデルで算出できる案件です。それ以外の案件については、国や大阪府が示しているモデルがなく、どこのラインで最低制限価格を設けるのかという基準がありませんので、最低制限価格を設けていないという状況です。</p> <p>確かに、落札率が何パーセントであれば入札を保留にするという取決めはありません。建設工事や物品購入のほか色々な業務において、品質の確保や携わる労働者の労働条件等に鑑みて、一定の額以下であれば保留にしなければならないということはありませんが、それが何パーセントかというのは、本市では現実的に決まりはありません。色々な業務の品質確保の観点から、必要性については認識をしています。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>先ほど3者のうち見積額に開きがあった1者を除いたと御説明しましたが、その事業者が落札事業者以外に入札したもう1者の事業者です。その事業者からは、他の2者が出した見積額の3分の1の額の見積りが出てきましたので、異常値ということで外しました。</p> <p>原材料の部分と管理の部分の割合については、ほぼ半分ずつの割合の設計内容になっていまして、残った2者の材料費を基に設計したのが、今回の設計額になります。</p> <p>活性炭の価格につきましては、その時点での在庫量にもよりますし、再使用ができる部分がありますので、品質は当然担保されますが、再使用の活性炭の金額を出してくる場合もあります。相場については、在庫量や再使用の状況で極端に変わることはあると思います。</p>

質問	回答
<p>【案件 3】</p> <p>この案件について、随意契約で決定率が比較的低下している理由について、説明を願いたい。</p>	<p>平成30年4月から障がい者や高齢者、子供に関する医療費の助成制度が再構築されることになり、それに合わせて、障がい福祉室と高齢福祉室に分かれていた障がい者医療制度と老人医療制度の所管を、障がい福祉室に一本化し、それに向けてシステムの改修をすることとなりました。システムの改修については、医療費助成制度の対象となる方の規模が大きい国民健康保険のシステムをベースに改修していくことになりました。</p> <p>国民健康保険室が持っていた老人医療のシステムは、平成26年度から平成35年度まで債務負担行為によって契約しており、契約の相手方としては老人医療システムを保守、運用している事業者のみとなりますので、単独随意契約となりました。</p> <p>決定率が比較的低下していることについては、徴取した見積りを基に改修の予算を決定しましたが、予算の承認後も価格を下げられないか交渉をし、結果、決定率が80%強となりました。交渉に当たっては、できるだけ使用率の低い機能を落としたり、データを移行する量を減らしたりすることで価格を下げることができました。</p>
<p>【案件 4】</p> <p>予定価格を積算する際の参考見積りを徴取した3事業者が、同じコンサルタント協会に所属する事業者だったため、落札した事業者の積算と市が参考とした積算との間に差が生じ、落札率が35.2%と低くなったとのことであるが、3事業者が同じコンサルタント協会に所属する事業者ということは、あらかじめ分かることだったのか。</p> <p>この契約自体が、他に類似する業務がないとのことであるが、今後は同じ協会に属しているかどうかも考慮して見積りを徴取するということか。</p> <p>入札結果を見ると、2番目に低い額を入れた事業者は落札した事業者の2倍くらいの金額で入れているが、今回落札した事業者が納品したものは適切なものだったのか。</p> <p>落札事業者が適切なものを納品したということは、他の入札に参加した事業者は、ものすごく高い額を入れたということか。</p>	<p>見積りを徴取した事業者が同じコンサルタント協会に属していることは把握しており、また、落札事業者については、同協会に属していないと認識していました。</p> <p>今後については、偏りが生じないように広く見積事業者を選定したいと考えています。</p> <p>適切なものでした。</p> <p>この業務には遊具の調査という部門があり、その業務で金額が下げられるかどうかということがあります。恐らく落札した事業者は、調査ができる者が社内にはいたなどの理由で安くなったと思われます。</p>

質問	回答
<p>【案件 5】</p> <p>(仮称) 健都ライブラリー建設工事設計業務については、基本設計と実施設計を分けて発注したということであるが、分割した事情について説明をお願いしたい。</p> <p>最初のプロポーザル方式での選定の際には、基本設計業務しか入っていなかったからということか。</p> <p>最初の段階で実施設計のところまでプロポーザル方式での選定に入れていれば、この契約は必要なかったと思うが、それはできなかったのか。</p>	<p>(仮称) 健都ライブラリーの設計にあたっては、基本設計業務をプロポーザル方式で選定し、実施設計業務については一般競争入札で選定しました。この契約方法の違いによって分割することになりました。</p> <p>はい、基本設計業務のみプロポーザル方式で決定しました。</p> <p>基本設計業務でプロポーザル方式を選定した時点で、実施設計業務をプロポーザル方式で行うのが適切かどうか、内部で議論しました。その中で、基本設計を踏まえて数量等を算定する実施設計業務までプロポーザル方式で選定するよりも、入札を実施する方が適切であると判断しました。</p>
<p>【案件 6】</p> <p>本案件については、現在の事業者との契約が平成 29 年度末で満了となり、その後も業務委託の継続を希望したため、「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会」において、事業者による業務運営に対して審議を行った結果、良好であるとの結果を得ることができ、その後、「吹田市公共工事等入札・契約制度改善検討委員会」において、現在の事業者による随意契約実施の承認を受けたとのことである。</p> <p>この 2 つの委員会の設置根拠や構成について説明願いたい。</p> <p>留守家庭児童の健全育成事業は、他市では公設公営が主であるとのことだが、純粋な民間事業者もこのような業務を行っていると思う。吹田市ではそういったことについて把握し、監督しているのか。</p> <p>留守家庭で放課後に子供を預けるといふことであれば、国の見解がどうであれ、同じ吹田市内で似たような事業を行っている事業者に対して、何らかの統一的な基準が必要ではないか。</p>	<p>まず、「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会」の構成については、学識経験者 2 名、会計の専門家 1 名、小学校長 1 名、市職員 1 名と、特別委員として当該留守家庭児童育成室を利用する保護者 2 名で構成されており、市長の附属機関として設置しております。任務については、留守家庭児童育成室の委託に当たって事業者を選定することと、その事業者が運営している事業内容の評価としています。</p> <p>「吹田市公共工事等入札・契約制度改善検討委員会」については、庁内の会議体です。</p> <p>民設民営でこの事業をやっていく場合は、吹田市への登録が必要で、適切に運営しているかどうか市の方でチェックしていくこととなりますが、現在のところ民設民営での登録はありません。ただ、英語塾などで英語を教えながらある一定の時間まで子供を預かるという事業はあるのですが、そういった形態の事業は放課後児童健全育成事業には該当しないというのが国の見解となっています。</p> <p>多様な事業形態の参入が全国的には広まってきていますので、近隣市では補助金の要綱を策定して、民設民営の学童保育に補助を出すことを検討している市もあると聞いています。ただ、吹田市ではまだそこまでの検討には至っていません。</p>

質問	回答
<p>【案件7】</p> <p>予定価格について、保育用品カタログの価格を基に算定したということであるが、結局、カタログとは違う金額での落札になっている。参照したカタログは1者のものだったのか、いくつかのカタログから比較した結果だったのか。</p> <p>購入した机・椅子のリストでは、規格、色、参考品番が記載されていて、ここまで特定すると特定のメーカーが決まってくるが、そこまで固定的なものではないのか。</p> <p>このような物品は標準的なもので、複数のメーカーから同じようなものが発売されているということか。</p> <p>納期が短かったことが入札参加者が少なくなった原因の一つであることであるが、こういう物品については、落札決定があつてから事業者の方で机や椅子を製造するのか、それとも既にでき上がった規格品を納品するのか。</p> <p>規格品であればいつでも在庫があるわけだから、納入は短期でできるはずではないか。</p>	<p>今回購入した物品については、他社のカタログとも照らし合わせてみたところ、どちらのカタログでも同額で記載がありましたので、その金額で算出しました。</p> <p>同等品も可ということで、飽くまで参考で記載しているものです。他の事業者のカタログで出されている内容もほぼ同じでしたので、こういった内容を参考にしようということでリストに記載したものです。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>ほぼ規格のものを納品する形になります。</p> <p>この物品につきましては、机66台、椅子232脚と比較的数も多く、一度入札をした後のやり直しということで、12月に入札をして1月末まで1か月半ほどの納期を設定しましたが、入札後に事業者に聞き取りをしたところ、繁忙期にも当たるため、納期が厳しい事業者が多かったのではないかと聞いております。</p>
<p>【案件8】</p> <p>今回の一連の入札については計13者が参加し、各回8者、それぞれ異なる組合せにより実施したとあるが、13者全部を指名するわけにはいかないのか。</p> <p>13者の中から8者を選定する基準は何かあるのか。</p>	<p>この事業者は全て市内事業者ですが、市内事業者が参加する入札については、8者によって競争入札をするという基準を持っていますので、それに従ったということです。</p> <p>基本的には、どの事業者を選定するといった基準は持っていません。この工事は、年間を通じて続く工事で、例えば1者だけ多く指名して、別の事業者は1度も指名しないということがないように、落札するかどうかは別にして、平均的に参加できるように指名しています。</p>

質問	回答
<p>一般的な工事ではなく、特殊な工事だという事情があるのか。</p> <p>落札価格に影響するほどの特殊性を持った工事なのか。</p> <p>この工事に関しては、入札予定価格と最低制限価格を入札執行前に公表しているが、入札予定価格だけを事前公表して最低制限価格は事後公表という場合と、最低制限価格は設定していないという場合と、3つのパターンがある。今回のように最低制限価格を事前に公表するというのは、どこかに根拠があるのか。</p> <p>1,000万円未満の工事については、最低制限価格を事前に公表するというものを一般的な取扱いとして行っているということか。</p> <p>電子入札にすると最低制限価格は事後公表になるということか。</p>	<p>この工事は、かつて昭和30年代から40年代にもはやされた手法である鉛製給水管が、50年代以降に厚生労働省が少し健康被害が気になるということを言い始めまして、水道部として重点的に取り換えを進めている工事です。年度ごとに実施する地域を決め、重点的に鋭意行っております。</p> <p>工事そのものの性質としては、一般的な事業者にとって手に余るという工事ではないと思います。</p> <p>工事については予定価格1,000万円以上の案件は電子入札案件で事後に公表し、予定価格1,000万円未満については、電子入札システムを活用せずに紙での入札を行い、事前に公表するという行っていました。</p> <p>工事請負契約等に係る発注要領の中で、この当時、1,000万円未満の紙入札の工事案件に関しては、最低制限価格を事前公表しておりました。その後、平成30年1月から、予定価格250万円以上の指名競争入札についても電子入札を導入しました。電子入札を導入している分については、ランダム計数を用いた調整額が入りますので、事後公表としております。</p> <p>はい、そのとおりです。</p>
<p>【案件9】</p> <p>これらの案件については、契約金額が高く、決定率がほぼ100%であり、工事の内容や、第6号随意契約の要件である競争入札に付することが不利と認められるときという理由がよく分からなかったので抽出した。この案件は、道路工事に伴って電線共同溝を設置するということか。</p> <p>街路築造工事自体については、今回の対象期間である平成29年10月1日から平成30年3月31日までより以前の契約締結ということか。</p>	<p>そのとおりです。岸部中千里丘線の道路築造に伴って、無電柱化ということで電線共同溝を本体の工事の中に入れていくことが1点です。それと、電線共同溝の工事から支線が出てくる形で照明や信号が付随してくる工事です。</p> <p>そのとおり、平成27年度の工事です。</p>

質問	回答
<p>【案件10】</p> <p>吹田市内でこういう重度の障がい者に対する生活介護事業、短期入所事業を行っているのは、この施設一つだけか。</p> <p>平成29年度以前からこの事業者がこの事業を担当しているのか。</p> <p>公募したとして、同じような事業を行っている事業者で、応募してきそうな事業者は想定できたのか。</p> <p>予定価格について、見積りが適正なのかどうか。基本的にはこれまで実績があるさつき福祉会の経営状況から判断して予定価格を算定することになると思うが、客観性はどのような形で担保されるのか。</p> <p>それは、他の総合福祉会館などで事業を行っている事業者などと大体同じ金額と考えていいか。</p> <p>これくらいの規模の施設であれば、公の施設なので、指定管理という方式も採れたと思う。プロポーザル方式で選定すると、同じ事業者が続いてしまう可能性が高い気がするが、やはり競争原理が働いた方がいいと思うので、指定管理にした方が応募者が増えるということはないのか。</p>	<p>生活介護事業は障害者総合支援法の中に規定されている事業で、かなりたくさん事業所数があります。ただ、障がい者支援交流センターは定員が60名ですが、他は20名から多くても30名くらいで運営しているのが一般的です。また、障がい者支援交流センターはかなり重度の方が通われていますが、ここまで医療的ケアが必要な方を抱えている同事業施設は、吹田市ではこの障がい者支援交流センターか、あるいは総合福祉会館のどちらかです。</p> <p>平成13年度の開設当初に公募して選定した社会福祉法人さつき福祉会と、その後ずっと1年ごとに単独随意契約を繰り返してきました。</p> <p>実際には、総合福祉会館で実施している事業者を始め、さつき福祉会を除いて2者が説明会に参加されました。今回の公募については、法人の形態を社会福祉法人やNPO法人に限らず、株式会社等でも参加してもらえるように門戸を開いたつもりでしたが、結果としては、規模のことや、これだけの事業を運営していくだけのスキル等のことがあったと思いますが、今まで委託していたさつき福祉会のみ応募になりました。</p> <p>決定率が100%近くになったのは、これまでも同じ事業者と同じ事業をお願いしていたので、必然的なところもあると考えています。また、この事業については、ほぼマンパワーで行っており、常勤が32名、非常勤が23名と、かなりたくさんの方が従事しています。内訳を見ると、1人当たり500万円ほどの金額で積算されていて、一般的に事業をしているところと、それほど遜色がないものと確認しているところでは、</p> <p>そのとおりです。</p> <p>指定管理につきましては、内部でも議論は出ております。介護報酬等で収入が入ってきますが、年度によって報酬改定があるので、5年間の指定管理をお願いするといっても、なかなか先々の収入がどれだけ担保できるか、難しいところがあります。</p> <p>重度の障がい者を受け入れることについての報酬が、介護報酬の中で見合っていないのが現状です。そうすると、人員が多くなってコストが合わず、障がいの方を受け入れないということになってしまうので、そういったところについて公的な施設として大きな役割を担っています。指定管理制になってしまうと、入所する人の選考も事業所に渡してしまう形になるので、それに対する配慮があって今の委託制を採っております。</p>

質問	回答
<p>吹田市障害福祉サービス業務委託事業者選定等委員会というのは、飽くまで選定のための委員会であるが、指定管理など、どのような方法がいいのか意見をを出してもらおうようなことは可能か。</p>	<p>この委員会は選定そのものをお願いする形になっていて、どのような形で委託するかというのはこれより前の段階で決めていくことになると思います。今のところそれをお願いする組織は設置されておりません。</p>

6 審議結果 審議を行った案件については、概ね適正に処理されていたものと認める。

7 審議に際して委員から出された意見

- (1) 委託業務の競争入札において、落札率が低すぎる場合、入札手をいったん保留にし、検討した上で落札決定するとのことであるが、保留にする基準を明確に制度化しておく方が透明性の確保につながるので、検討されたい。
- (2) (仮称) 健都ライブラリー建設工事基本設計意図伝達業務については、基本設計と実施設計を分けて発注したということだが、この種の案件一般については、両者を分割したために余計な契約が必要となり、費用がかえってかかってしまうとよくないと思われるので、留意されたい。
- (3) 吹田市立障害者支援交流センター運營業務について、プロポーザル方式により委託事業者を選定しているが、より良い運営の水準を考えていく上では、指定管理も良い面があると思うので、どのような方式が一番良いか検討されたい。